

医療法人 藤仁会 介護老人保健施設
指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人藤仁会が開設する指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕事業所「ふれあいの郷あげお」（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、定員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、リハビリ援助を行い、心身の機能の維持回復を図るものとする。

指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあつては、要支援状況の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要なりハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、居宅サービス事業所、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 医療法人 藤仁会 介護老人保健施設 ふれあいの郷あげお
- 二 所在地 埼玉県上尾市大字平方1915

(職員の職種、定数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、定数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 医師 1名
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の提供に当たるものとする。
- 二 看護師1名 理学療法士1名
介護士4名 運転手5名
看護師等は、事業所に対する指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の指導、計画の作成等を行う。
理学療法士は、指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕計画書及び報告書を作成し、必要なりハビリテーションを提供する。
- 三 事務職員 1名

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜日及び年末年始（12月30日～1月3日）は除く。
- 二 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(利用定員)

第6条 利用定員は、1日当たり40人とする。

(指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の内容及び利用料等)

第7条 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕の内容は次のとおりとし、指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による割合の負担となる。

- 一 作業療法（継続作業療法）
 - 二 遊びリハビリテーション（リハビリ）
 - 三 教養娯楽・鑑賞
 - 四 入浴介助
 - 五 食事介助
 - 六 歩行介助
 - 七 送迎
 - 八 週1回担当者会議を実施（診療所会議室にて開催）。
 - 九 ケアプラン委員会の実施
- その他日課表・プログラム・行事予定表のとおり。

2 介護保険外の施設サービス利用料

- | | |
|----------|--------|
| 一 食費（昼食） | 730円/日 |
| 二 日用品費 | 50円/日 |
| 三 教養娯楽費 | 200円/日 |

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕計画の作成)

第8条 医師等の従事者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕計画を作成する。

2 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。また、指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必

要に応じて変更する。

- 3 医師等の職員は、指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに利用者に交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、上尾市、桶川市、さいたま市、伊奈町、川越市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護師等は、指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、事業所の医師に報告しなければならない。

- 2 緊急災害が生じたときは、速やかに消防計画にもとづき誘導及び非難等の対応を講ずる。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報保護)

第12条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 指定通所リハビリテーション〔指定介護予防通所リハビリテーション〕事業所は、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3ヶ月以内

二 継続研修 1年2回

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職

員でなくなった後においてもこれからの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人藤仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年10月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 9月 1日から施行する。(食費の変更)

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。(虐待防止・個人情報保護を追加)